

<b>(27) 農業用ビニールハウス骨材等設置事業補助金</b>	
<b>【担当部署】</b> 農林課農政係 <b>【電話番号】</b> 0167-44-2106	<b>【窓口の場所】</b> 役場庁舎 2階
<b>【ホームページアドレス】</b> <a href="https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000778.html">https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000778.html</a>	
<b>【補助金の内容】</b> ・農業を営むものが、持続性のある農業を確立するために整備する農業用ビニールハウスの設置に要する経費に対して補助し、農業経営の安定と向上を図る	
<b>【補助対象者】</b> ・町内に在住する農業者、農地所有適格法人並びに町長が特に認めた農業者 ・農業用ビニールハウスの導入に要する資材の購入経費について対象とし、5年以上ハウス作付け面積を維持し、作付け可能な農業者等に限る。また、当該事業効果を示す事業成績書を当該作物の収穫後3年目と5年目に提出すること ・町税等を完納していないものは除く ・対象資材は、ビニールハウス骨材とする。ただし、2重、3重のハウス骨材及び灌水設備、換気用天窗等の特殊な資材は認めない ・その他、町長が特に必要と認める資材は対象とする。(骨材を補強するパイプ、ハウス固定杭(ねじり杭・棒杭等)、手動巻上器具(カンキット・リブラントチューブ)、出入り口の扉)	
<b>【補助金額】</b> ・補助率は、対象事業費の25%以内とする。 また、次の作物を3年以上作付けする場合は補助率を50%以内とする。(メロン・アスパラ・スイートコーン・トマト・ミニトマト・長ネギ・スイカ・イチゴ・南瓜・ほうれん草・ブロッコリー・ピーマン・キュウリ) ・補助金額は、1農家200万円以内(単年度)を限度とし、円未満を切り捨てとする。ただし、補助対象事業費は、50万円以上を対象とする。なお、農業生産組織の場合は、構成農家数を乗じた額を限度とする	
<b>【実施期間】</b> 平成28年度～令和6年度	
<b>【申請に必要なもの】</b> ・補助金交付申請書(別記第1号様式) ・確約書(別記第2号様式) ・実績報告書(別記第3号様式) ・必要と認める書類	
<b>【交付までの流れ】</b> ①交付申請⇒ ②申請書類の審査⇒ ③交付決定⇒ ④実績報告⇒ ⑤補助金交付	
<b>【備考】</b>	